

鈴鹿市手話言語条例逐条解説

障がい福祉課

平成31年4月

(前文)

言語は、相互に意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことのできないものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話もまた、言語の一つであり、手指及び体の動き並びに表情を用いて視覚的に表現する言語として使用され、育まれてきた。

しかしながら、過去のろう教育において長年にわたって口話法が用いられ、手話の使用が事実上禁止された歴史などから、手話を必要とする者は、多くの不安や不便を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において手話が言語であることが位置付けられたが、いまだ手話に対する理解及びその普及は、十分とはいえない状況にある。

障害の有無にかかわらず、市民が共生する地域社会を実現するためには、手話が言語の一つであるとの理解を深め、市民がそれぞれの人格及び個性を尊重しながら、意思疎通を図ることが必要である。

ここに、手話に関し、基本理念を明らかにするとともに、手話の理解と広がりをもって、市民が互いに助け合い、支え合うことができる鈴鹿市を目指し、この条例を制定する。

【概要】

前文は、鈴鹿市手話言語条例の趣旨を明らかにしたものである。

【解説】

第1段落：言語の役割を明らかにした。

第2段落：一般的に言語は音声を伴うものとして認識されている。しかしながら、手話は、手指及び体の動き並びに表情を用いて視覚的に表現される一つの言語であり、ろう者によって大切に育まれてきたものである。

第3段落：我が国の手話は、明治時代に始まったが、例えば、昭和8年頃から発音訓練を中心とする口話法の導入により、ろう学校における手話の使用が事実上禁止されるに至り、手話の使用が制約される時代もあった。

第4段落：障害者の権利に関する条約（平成26年1月22日号外条約第1号）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において手話を言語として認める規定があるが、手話に対する理解及びその普及は、十分とはいえない状況にあり、全国の自治体

議会から手話言語法に関する意見書（情報・コミュニケーション法含む）が国会及び国へ提出されている。なお、鈴鹿市議会は、平成26年6月30日に採択している。

第5段落：全ての人が基本的人権を享有し、共生社会（＝ノーマライゼーションの理念）を実現するためには、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造し、また人と人をつなぎ成長させる基礎として「言語」は必要不可欠なものである。

第6段落：本市では、第3期鈴鹿市障害者計画で「コミュニケーション支援事業の推進」及び「手話通訳者等の充実」に取り組んでいるが、手話の理解と広がりをもって、市民が互いに助け合い、支え合うことができる鈴鹿市を目指し、本条例を制定することを明らかにした。

【参照条文】

○ 障害者の権利に関する条約

第2条 定義（抜粋）

（略）

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

（略）

○ 障害者基本法

（地域社会における共生等）

第3条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 （略）

二 （略）

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(目的)

第1条 この条例は、手話に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話を使用しやすい環境を整備するための施策（以下「手話に関する施策」という。）を推進することにより、手話に対する理解及びその普及を図り、もって市民が共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【概要】

本条は、鈴鹿市手話言語条例の目的規定である。この条例に基づき、手話に関する施策を推進すること等により、手話に対する理解及びその普及を図り、もって市民が共生する地域社会の実現を目指すという方向性を規定したものである。

【解説】

次の3つの手段により、手話に対する理解及びその普及を図り、もって市民が共生する地域社会の実現に向かうことを目的としている。

- ① 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすること。
- ② 手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- ③ 聴覚障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重すること。

これらの事柄は、基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割並びに施策の推進として、次条から第6条でそれぞれ定めている。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解及びその普及は、手話が言語であることを認識し、かつ、手話を必要とする者が手話により意思疎通を図る権利を有すること及びその権利を尊重することを基本として行われなければならない。

【概要】

本条は、鈴鹿市手話言語条例で目指すべき基本理念を規定したものである。

【解説】

第1条の目的を実現するには、障害者基本法の目的や基本原則等を踏まえた基本理念が重要であるため本条を規定する。

手話を自由に使えること、情報そのものが手話で発信されること及び手話通訳を通

して社会参加ができることにより、手話を必要とする人々の生活は、より豊かになる。例えば、情報が少なく行政サービスを十分に受けられなかったり、地域の集まりに参加しても話が分からず孤立したり、職場での会議や研修も手話通訳がないため疎外されたりするなどの不自由な場面を解決するためには、手話が言語と認識され、手話を使用しやすい環境づくりが大切である。

【参照条文】

○ 障害者基本法

(目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする者が安心して生活し、社会参加することができるよう、手話に関する施策を推進するものとする。

【概要】

本条は、市の責務を規定したものである。

【解説】

市は、基本理念にのっとり、第6条で規定する施策の推進に基づき、聴覚障がいの有無に関わらず市民が共生する地域社会の実現を目指し、教育、行政、福祉、医療分野等での手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市の手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【概要】

本条は、市民の役割を規定したものである。

【解説】

本条は、市民が基本理念に対する理解を深め、第6条で規定する市の手話に関する施策に協力するとともに、手話そのものへの理解を深めることを市民の役割とすることによって、手話を使用しやすい環境の構築及び誰もが暮らしやすい地域社会の醸成を目的とし、市民の役割を定めたものである。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の手話に関する施策に協力するとともに、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、及び手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

【概要】

本条は、事業者の役割を規定したものである。

【解説】

事業者においては、第6条で規定する市の手話に関する施策に協力するだけでなく、手話を必要とする者が社会参加しやすいよう、サービスを提供するとき又は雇用するときに配慮するよう努めることを定めたものである。

手話を必要とする者の社会参加については、ろう者だけでなく家族や友人等のグループ単位の活動も想定される。

なお、サービスを提供するとき又は雇用するときの事業者の義務については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日号外法律第65号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）で定められているが、本条では過重な負担とならないように手話を必要とする者への努力義務としている。

【参照条文】

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会

的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律

(障害者に対する差別の禁止)

第34条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第35条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策
- (2) 手話を学ぶ機会の確保を図るための施策
- (3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策
- (4) 手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、手話に関して市長が必要と認めるもの

【概要】

本条は、市が推進する施策について規定したものである。

【解説】

市は、手話に対する理解及びその普及を図るため、障害者計画等と調和を図りながら本条各号で定める施策を推進するための方針を策定することを定めたものである。

(仮称) 鈴鹿市手話言語条例案を作成するための意見聴取として設置された(仮称) 鈴鹿市手話言語条例検討会議での意見から、具体的な施策については、小中学生向け手話を学ぶ機会の確保、広報、ホームページでの啓発、病院・学校等へ手話通訳者を派遣等の事業を想定しているが、施策の計画については、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程に基づき設置する鈴鹿市手話言語施策推進検討会議の意見を踏まえ決定していく予定である。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

【概要】

本条は、財政措置について規定したものである。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【概要】

本条は、施行に関し必要な事項について市長に委任することを規定したものである。